

第22回 厚生労働省省内事業仕分け

平成22年11月15日(月)
(16:00~17:30)
厚生労働省専用第15・16会議室
(12階)

1. 議事 (対象事務・事業) (16:00~17:00)

(1) がん集学的治療研究財団

2. 報告事項 (17:00~17:30)

(1) 行政刷新会議事業仕分け第3弾 (再仕分け) について

2. 民間有識者 (仕分け人)

岩瀬 達哉 ジャーナリスト

河北 博文 社会医療法人河北医療財団理事長

岸 博幸 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

田代 雄倬 元川崎製鉄株式会社環境エンジニアリング部長

中山 弘 元学校法人ホンダ学園常務理事

藤原 紀子 厚生労働行政モニター

※ 仕分け人は、毎回5名程度選任することとしており、
厚生労働行政モニターは応募のあった中から毎回1名選任する

厚生労働省省内事業仕分け 民間有識者

あかぬま 赤沼	やすひろ 康弘	日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員
あべ 阿部	まさひろ 正浩	獨協大学経済学部教授
あらい 荒井	ひであき 英明	厚木市こども未来部こども育成課長
あんねん 安念	じゅんじ 潤司	中央大学法科大学院教授
いわせ 岩瀬	たつや 達哉	ジャーナリスト
おおくぼ 大久保	かずたか 和孝	新日本有限責任監査法人 パートナー、 CSR推進部長（公認会計士）
おのでら 小野寺	としたか 利孝	小野寺協同法律事務所弁護士
かわきた 河北	ひろぶみ 博文	社会医療法人河北医療財団理事長
まくち 菊池	よしみ 馨美	早稲田大学法学学術院教授
まし 岸	ひろゆき 博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
くさま 草間	よしお 吉夫	高萩市長
たかた 高田	はじめ 創	みずほ証券金融市場調査部長チーフストラテジスト
たかはし 高橋	すすむ 進	株式会社日本総合研究所副理事長
たしろ 田代	ゆうたく 雄偉	元川崎製鉄株式会社環境エンジニアリング部長
つちや 土屋	りょうすけ 了介	財団法人癌研究会顧問
なかやま 中山	ひろし 弘	元学校法人ホンダ学園常務理事
ふくしま 福嶋	ひろひこ 浩彦	中央学院大学社会システム研究所教授
みやま 宮山	とくし 徳司	埼玉医科大学医療政策学特任教授
やまうち 山内	たかし 敬	日本元気仕掛け人・わいわい社中代表
わたなべ 渡辺	けんいちろう 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科教授

厚生労働省省内事業仕分け8原則

- ① 行政刷新会議における事業仕分けの対策としてではなく、厚生労働省が自ら改革を実施するために行うものとする。
- ② 今年限りのものではなく、恒常的な事業として位置付ける。
- ③ 厚生労働省の事務・事業や所管する独立行政法人、公益法人等の事業などの在り方について、公開、かつ、外部の視点を入れて、議論を行う。
- ④ 最終的な改革案は、政務三役で決定することから、仕分け作業の場では、最終的な判断を下すことはせず、仕分け人からの意見や仕分けの場での議論などを受け止めて、最終的な意思決定に反映させる。
 - ※ 仕分け作業は、概算要求までに実施。
 - ⇒ 省内事業仕分けを実施した事務・事業や法人が、行政刷新会議での事業仕分けの対象となった場合には、省内事業仕分けを踏まえた改革案をもって臨む。
- ⑤ 厚生労働省の説明者が、事務・事業や法人について説明し、その改革案を提示した上で、省内事業仕分け事務局が仕分け人をサポートするため、事前調査の結果や論点などを示し、活発な議論を行っていただく。
- ⑥ 最後に、仕分け人として外部の民間有識者から、それぞれ、仕分け対象の事務・事業や法人について、「廃止」、「移管」、「見直し」を行うべきといった見解を明確に示していただく。
 - ※ 仕分け人として国民（厚生労働行政モニター）からも募る。
- ⑦ 国民から、傍聴者を募り、公開の場で議論する。
- ⑧ 情報のアクセスを確保するため、メディアにも、フルオープン（議事内容すべてのカメラ撮りを可とする）とする。

(財)がん集学的治療研究財団について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤 0人 (非常勤 18人)	うち 国家公務員出身者	常勤 0 (非常勤 0)	常勤 0 (非常勤 1)
職員	16人 (このほか 非常勤職員1人)	うち 国家公務員出身者	常勤 1人 (非常勤 0人)	常勤 1人 (非常勤 0人)
予算	4.2億円	うち 国からの財政支出	1.3億	2.1億

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

(全体) 7.5%

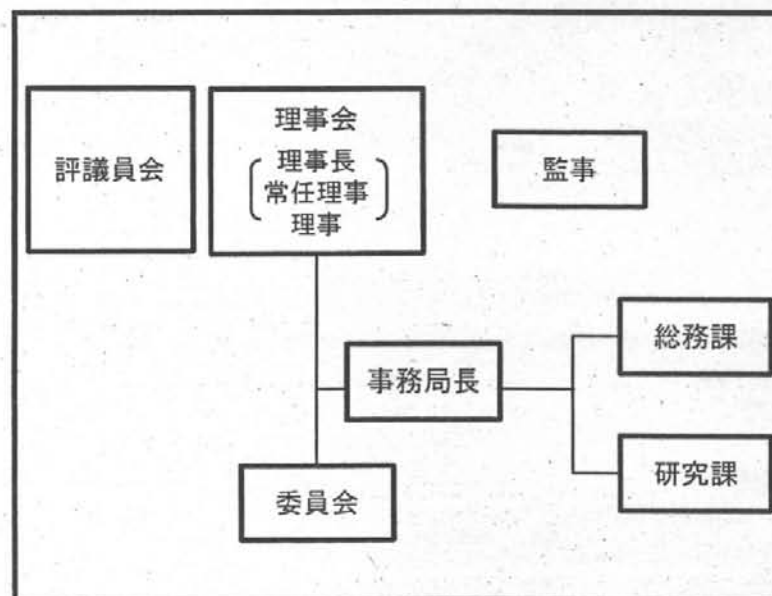
本部	16人	うち管理部門 総務課(1.2人)	7.5 %
地方			%

*総務課の人員は4名であるが、管理業務だけでなく登録事業及び臨床試験事業に関する業務を担当している。

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《主な事務・事業》

事務・事業	予算 (億円)	うち国からの 財政支出
がん臨床研究推進事業(補助)	0.5億	0.5億
インターネットを活用した専門医の育成等 事業委託費(委託)	0.8億	0.8億
臨床試験事業	3.0億	なし



【がん集学的治療】

「がん」の治療には、手術、放射線、化学療法、免疫療法、温熱療法等、様々な治療法があります。一つの治療方法を行う場合もありますが、幾つかの治療方法を組み合わせて治療を行う場合もあります。このように、二つ以上の治療方法を組み合わせて、治療を行う場合に「集学的治療」と呼んでいます。

【(財)がん集学的治療研究財団が目指すがん患者にやさしい治療法】

がん患者にやさしい治療法とは、主に患者さんのQOL(Quality of Life)を最優先に考えた安全で安心できる効率的な治療法です。

① 入院より外来での治療



② 点滴より経口投与による治療



③ 治療効果に遜色がなければ、抗がん剤は高用量より低用量での治療



④ 術前補助療法の併用により腫瘍の減量を図り、臓器・機能を温存できる低侵襲手術の開発を目指した治療



1. がん臨床研究推進事業(補助)

- 当財団においては、がん治療等の開発を目指した研究を広く周知しており、関係学会等とも連携していることから、厚生労働省からの補助により、平成18年度から「第3次対がん10か年総合戦略」の一環としてがん臨床研究推進事業を実施しています。

〔がん臨床研究推進事業は、厚生労働省からの要請により、事業開始初年度は外国人研究者招へい事業、外国への日本人研究者派遣事業、研究支援活用事業の3事業を行ってまいりましたが、平成19年度以降は、前述の3事業に加え若手研究者育成活用事業も開始し現在4事業を遂行中です。〕

【がん臨床研究推進事業予算額の推移】

単位：千円

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
補助金額	79,667	139,467	143,340	112,284	52,974

1) 外国人研究者招へい事業

がん分野で優れた研究を行っている外国人研究者を国内に招へいし、日本の研究者が海外のとの研究協力を推進することにより、日本におけるがん治療分野の臨床研究を推進するために必要な旅費等

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	5か年合計
招へい実績	12人	17人	9人	2人	1人(予定)	41人

2) 外国への日本人研究者派遣事業

国内の日本人研究者を外国のがん研究機関及びがん研究の優れた大学等に派遣し、がん臨床研究を実施することにより、その成果をわが国のがん治療分野の臨床研究に反映させるために必要な旅費等

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	5か年合計
派遣実績	4人	8人	6人	1人	1人(予定)	20人

3) 若手研究者(リサーチ・レジデント)育成活用事業

若手研究者を国内のがん臨床研究に参画させるとともに、将来我が国のがん研究の中核となる人材を育成するために必要な人件費等

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	4か年合計
採用実績	8人	10人	9人	4人(予定)	31人

4) 研究支援者活用事業

学士の学位を有する者等を研究支援者として採用し、がん臨床研究事業の研究者を支援する業務に従事させることにより、がん研究の推進を図るために必要な人件費等

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	5か年合計
採用実績	11人	26人	25人	20人	6人(予定)	88人

2. インターネットを活用した専門医の育成等事業委託費(委託)

1) 目的

がん医療については、これまでの手術療法を中心とした治療から、手術療法、放射線療法、化学療法などを総合した集学的治療を推進させることが必要なことから、日々の業務に時間をとられて技能向上のための学習を十分に行うことができないがん医療に専門的に携わる医師に対し、インターネット上での技能習得を可能とする環境を整備し、がん専門医の育成に資することを目的としたシステムの構築を図ることとしている。

2) 事業全体のスケジュール

年 度	平成20～22年度	平成23年度～
実施主体	がん集学的治療研究財団	日本癌治療学会(予定)
事業内容	基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングサイト学習プログラムの検討 ・eラーニングサイトの構築 ・著作権処理の検討 ・コンテンツの収録・公開 ・パンフレットの発行 	eラーニングシステムの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・eラーニングの普及 ・システムの更新 ・コンテンツの更新

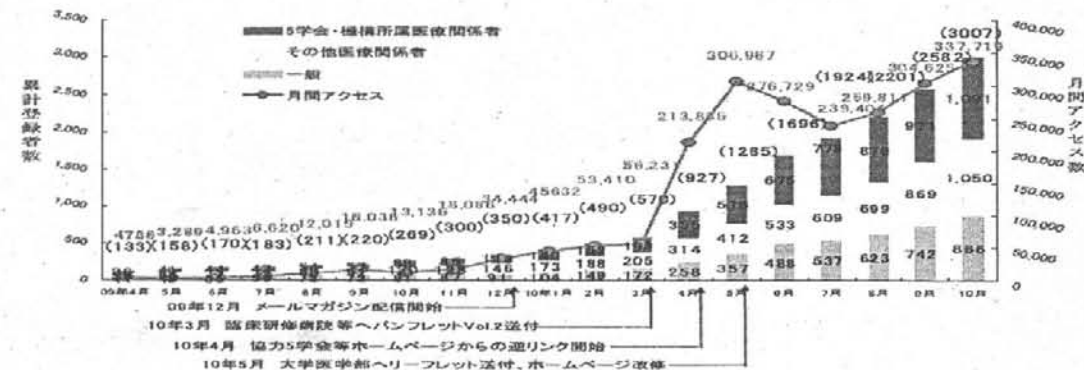
3) 成果

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
プログラム公開数	4講義 うち共通科目 4講義 うち専門科目 0講義	60講義 うち共通科目 58講義 うち専門科目 2講義	128講義(予定) (10/31現在:99講義) うち共通科目62講義(残り 0講義) うち専門科目37講義(残り29講義)
アクセス数	—*	268,654件/年	1,939,131件/(10/31現在)

Cael.jp登録・アクセス状況について

*eラーニングサイトの公開は平成21年3月末から

▲ 月別累計登録者数(人)/月間アクセス数



3. 臨床試験事業

【財団における臨床試験と使命】

【事業の目的】集学的治療に関する臨床試験を実施し、安全で安心できる効率的な集学的治療法の開発に貢献する。

厚生労働省が承認したがんの医療用医薬品は、全国の医療機関において、それぞれの効能効果に基づき、がん患者に対して施用されているが、集学的治療法における投薬が患者さんに与える副作用の軽減及び治療効果の検証は必定である。



当財団においては「患者に優しい治療法」の開発に寄与するため、全国の医療機関を対象に臨床試験を実施し、その情報及び臨床データの集積を行い統計解析による有用性を検証し、その結果を学会発表はもとより学術論文の投稿等により広く公知に努めているところである。

特に当財団では、手術、内科的治療、放射線科による治療を総合的に組み合わせた集学的治療法の比較検討を主としており、当財団設立以来「患者に優しい治療法」の開発のため、臨床試験を実施してきたが、その実績は次のとおりである。

臨床試験本数(1981年～2009年)

胃癌	(17本, 計17,476症例)	大腸癌	(7本, 計9,238症例)	乳癌	(4本, 計2,294症例)
肝転移	(4本, 計293症例)	肺癌	(2本, 計520症例)	その他	(6本, 計1,234症例)
合計	40本	計	31,055症例		



製造販売元の異なる医薬品を使用しての臨床試験比較検討は、特定の企業に与することなく実施することは非常に難しいので、当財団のような公平な立場で臨床試験を比較検討する必要性があり、ここに当財団の存在意義があり公益法人の使命と考える。



人類共通の目的であるがんの予防、早期発見はもとより、不幸にしてがん罹患した場合には、通常的生活環境を維持できるような「患者に優しいがん治療法」の拡大を積極的に努めてまいります。

4. 一般研究助成事業

【事業の概要】

がんの集学的治療に関する研究を一般から募集し、審査のうえ、年1回1課題100万円を助成する。主に臨床試験として(約5年以内に)実施可能な臨床研究とする(この事業は当財団への寄付及び賛助会費等浄財をもとに行われている事業です)。

【一般研究助成課題応募数及び助成数】
(昭和55年～平成21年)

回	年度	総数		回	年度	総数	
		応募	助成			応募	助成
1	S.55年度	63	16	16	7	79	16
2	56	76	15	17	8	92	10
3	57	71	15	18	9	89	15
4	58	70	15	19	10	74	15
5	59	82	17	20	11	71	15
6	60	76	18	21	12	79	15
7	61	74	18	22	13	61	9
8	62	70	18	23	14	31	9
9	63	60	18	24	15	55	10
10	H.1	71	19	25	16	47	10
11	2	63	18	26	17	46	10
12	3	61	18	27	18	43	8
13	4	74	19	28	19	43	8
14	5	79	18	29	20	40	8
15	6	78	15	30	21	59	8
合 計						1,977	423

(参考資料)

(財) がん集学的治療研究財団
〈法人シート／事務・事業シート（概要説明書）〉

法人シート (概要説明書)

法人名		(財) がん集学的治療研究財団					
当省担当部局		医政局		担当課・室名		総務課	
沿革		昭和55年 6月 財団法人認可 昭和56年12月 特定公益増進法人として認可					
※1 役員	役員数	15	うち常勤役員数	0	うち非常勤役員数	15	
	職員数	17	うち常勤職員数	16	うち非常勤職員数	1	
※2 職員の状況	官庁OB役員数	1 (1) →0 (0)	うち常勤役員数	0 (0) →0 (0)	うち非常勤役員数	1 (1) →0 (0)	
	官庁OB職員数	1 (1) →1 (1)	うち常勤職員数	1 (1) →1 (1)	うち非常勤職員数	0 (0) →0 (0)	
法人概要	目的 (何のために)	がんの手術を中心とする集学的治療に関する研究を助成援助するとともに、これに関する成果の解析・評価を行い、がんの最適治療法を確立し、もって国民の健康の向上に貢献すること。					
	対象 (誰/何を対象に)	がんの集学的治療に関する研究者					
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①・・・がんの集学的治療に関する研究の助成事業 (国からの補助事業) ②・・・がんの集学的治療に関するデータの収集・解析及びその結果の公表事業 ③・・・がんの集学的治療に関する講演会の開催及びがん治療の均てん化の援助に関する事業 ④・・・インターネットを活用した専門医の育成事業 (国からの補助事業) ⑤・・・その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
年間収入合計 (千円) ※3	527,768	年間支出合計 (千円)	524,441	負債額 (千円)	69,733		
会費収入	6,300	事業費	476,862	負債相当額	51,164		
財産運用収入	21,054	管理費	36,631	その他の負債	18,569		
寄付金収入	223,885	事業に不可欠な 固定資産	3,948	正味財産額	894,368		
補助金等収入	213,614	その他の支出	7,000	内部留保額	92,660		
うち国から	213,614	資産額	964,101	内部留保水準 (%)	17.9		
うち独法等から	0			年間収入に占める 国・独法等からの補助 金等・委託費収入の割合 (%)	40		
事業収入	60,000	基本財産	600,000	国・独法等からの補助 金等 (平成22年度 見込み) ※4	77,516		
うち国からの 委託費交付総額	0	公益事業基金	0	国からの権限付与の概要	根拠条文		
うち独法等からの 委託費総額	0	運営固定資産	8,708				
その他の収入	2,915	引当資産等	211,569				
		その他の資産	143,824				

(※1) 役職員の状況は、平成22年4月1日現在 (常勤は、週3日以上勤務者)。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。
また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛ての補助金等交付 (の見込み) 額を記入。

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	がん臨床研究推進事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 一般会計 (項) 厚生労働科学研究費 (目) 厚生労働科学研究費補助金			
法人名	財団法人がん集学的治療研究財団			
事業担当部局	健康局	法人所管部局	医政局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	厚生労働科学研究(がん臨床研究)に関し、当該研究事業の採択課題の研究を支援するため、海外のがん研究を取り入れること、若手研究者を育成すること及び研究支援者の活用を行うことにより、もって、我が国の厚生労働科学研究(がん臨床研究)の推進に資することを目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	がん臨床研究の支援向上のため、招へいする外国人研究者、海外へ派遣する日本人研究者、若手研究者。		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	(1) 外国人研究者招へい事業 (2) 外国への日本人研究者派遣事業 (3) 若手研究者育成活用事業 (4) 研究支援者活用事業		
	根拠法令(具体的な条文(①条①項など)も記載)	がん対策基本法第18条	関係する通知等	厚生労働科学研究推進事業実施要綱
	事業の補助割合	10/10		
	事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	平成19年度策定の「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」中でも「がん研究の推進」については、課題の一つとしてより一層期待が寄せられている分野である。 このため、①がん研究者を増やし専門家の層を厚くすること、②日本国内に限らず、海外の先進的医療を吸収するため、先進国からの研究者の招へいや日本人研究者の派遣を行うこと、③研究事業を継続するため若手研究者の育成を行うこと、など、研究者の人的育成や人的支援を行うことは将来のがん研究やがん医療への発展に大きく寄与するものである。 本事業が停止されることとなった場合、すでに支援をしている研究者の研究が滞る事態のみならず、ひいては我が国のがん研究の衰退を招き、後進のがん研究者の育成機会を奪うこととなりかねない。 このような理由から、本事業ががん対策のために担う役割は必要不可欠である。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	補助を廃止した場合、財団独自の財源で本事業を行うことは、困難である。 なお、補助金の内容は全て事業実施に必要な経費のみとなっていることから、補助が廃止されることにより、事業を廃止せざるを得なくなる。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無				

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	がん臨床研究推進事業				
成果目標	がん研究の推進を中心としつつ、基本計画に定める「がん研究」等の分野別施策を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を平成19年度から10年間で20%減少させることを目標として掲げている。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	外国からの研究者の招へい	人	17	9	2
	日本人研究者の外国への派遣	人	8	6	1
	若手研究者の育成 (19年度から開始)	人	8	10	9
	研究支援者の派遣	人	26	25	20
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
予算執行率		%	100	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
国で直接実施	可	理由	-		
	否	理由	国においては研究推進に必要な専門性の高いネットワークや、若手研究者育成等人材育成のノウハウを持ち合わせていないことから直接事業を行うことは困難であり、こうした情報や経験を持ち合わせている財団で事業を実施する方がより効率的に執行することができる。		
自治体、民間等への移行	可	想定する実施主体	-		
	可	理由	-		
	否	理由	厚生労働省科学研究(がん臨床研究)に関し、当該研究事業の採択課題の研究を支援するため、本事業を地方公共団体に移行させることは、理解を得ることが困難と思われる。また、「外国人研究者の招へい」「日本人研究者の外国への派遣」「若手研究者育成」等の事業遂行では、がん研究に関する知識や医療分野における専門的なネットワークが必要となるが、これらを構築していくことは民間企業等では困難であると考えられる。		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)	平成22年度予算において事業規模や事業内容の見直しを行い、がん集学的治療研究財団への平成22年度補助金については、前年度(平成21年度)比47%に削減している。今後とも事業実施の効率化に努めていくところ。				

事務・事業シート (概要説明書)

事業名		がん臨床研究推進事業			
事業の収支状況 (千円)		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)	
内訳	収入	139,467	143,340	112,284	
	国からの補助金収入	139,467	143,340	112,284	
	その他の収入	0	0	0	
	支出	139,467	143,340	112,284	
	収支差	0	0	0	
予算額	平成22年度予算額		人件費		
	事業費	52,974 千円	}	人件費 (厚労省〇B分内訳)	従事役職員数 (厚労省〇B分内訳)
	人件費	0 千円		役員	() 千円 () 人
	管理費	0 千円		常勤職員	() 千円 () 人
	総計	52,974 千円		非常勤職員	() 千円 () 人
平成19年度 (決算額)		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	決算額 (千円)	139,467	143,340	112,284	
	事業費	139,467	143,340	112,284	
	人件費	0	0	0	
	管理費	0	0	0	
再委託・補助	平成19年度 (決算額)		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)	
	再委託・補助 (件数/金額 (百万円))	0/0	0/0	0/0	
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数 /金額 (同))	/	/	/	
再委託・補助先 (名称)	無し	無し	無し		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
-	-	-	-	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
-	-	-	-	

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	インターネットを活用した専門医の育成等事業費			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 一般会計 (項) 健康増進対策費 (目) 衛生関係指導者養成等委託費			
法人名	(財) がん集学的治療研究財団			
事業担当部局	健康局	法人所管部局	医政局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	全国におけるがん医療の均てん化を図ることを念頭に、日々の業務に時間をとられて新たな知識の獲得や技能の向上のための学習を十分に行うことができないがん医療に専門的に携わる医師に対し、インターネットを活用して知識や技能の習得を可能とする環境を構築するとともに、がん診療連携拠点病院で行われている緩和ケア医療の実施内容及び相談支援センターにおける相談業務内容について指導等を行うことにより、当該分野の更なる質の向上を図ることを目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	(1) 情報通信による育成事業 (eラーニング) がん医療に携わる医師 (2) がん医療水準向上指導事業 がん診療連携拠点病院で行われている緩和ケア及び相談事業に携わる者		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	(1) 情報通信による育成事業 (eラーニング) 緩和ケア、精神腫瘍学、放射線療法、化学療法、基盤的分野の5コースについて、関係学会等の協力のもと、当該分野における専門的な知識や技能を医師が身につけることができるよう、必要な学習内容を定め、eラーニングのコンテンツを作成し、インターネット上からの知識及び技能習得を可能とするシステムを構築する。 (2) がん医療水準向上指導事業 全国のがん医療の均てん化を図ることを念頭に、がん診療連携拠点病院における緩和ケア及び相談事業の実態を把握し、がん医療水準の向上に向けた指導マニュアルの作成を行う。		
	根拠法令 (具体的な条文 (①条①項など) も記載)	がん対策基本法第14条	関係する通知等	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画 平成21年度インターネットを活用した専門医の育成等事業委託費交付要綱 平成21年度インターネットを活用した専門医の育成等事業実施要綱
	事業の補助割合	委託事業		
	事業開始年度	平成20年度	事業終了年度	平成22年度
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	平成19年4月に施行された「がん対策基本法」において、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制整備、がん医療に関する情報提供体制の整備などを推進するために必要な施策を講ずるものとされている。また、同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」における重点的に取り組むべき課題の一つとして、放射線療法及び化学療法を専門的に行う医師を養成や当該医師と協力してがん治療を支えることができるがん治療に関する基盤的な知識や技能を有した医師の養成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施などが課題として掲げられているところである。 (1) 情報通信による育成事業 (eラーニング) がん医療に携わる専門医の育成については、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画のほか、民主党マニフェストに「化学療法専門医・放射線治療医・病理医などを養成する。」と記載されていることや、がん対策推進協議会から「がん薬物療法 (化学療法) 専門家のためのeラーニングシステム」事業が推奨施策の一つとして提案されている。 なお、本事業については、現在、インターネット上で講義を受けるためのコンテンツを作成している状況であり、本事業を廃止することは、これまでの投資効果が無駄となることに加え、がん対策基本法及びがん対策基本計画に定められた、がん専門医育成への取組が後退することとなり、その結果、国民に日進月歩の最適な集学的治療を提供することが困難となる。 (2) がん医療水準向上指導事業 がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に定められた、治療の初期段階からの緩和ケアの実施やがん医療に関する相談支援及び情報提供を確実にするため、緩和ケアや相談事業に携わる者の水準を一定レベル以上とする必要がある。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	(1) 情報通信による育成事業 がん専門医に必要な学習能力を得るためのコンテンツを作成するためには、がんの専門分野毎に多くの学会との調整をする能力を有していることが必要であるとともに、コスト縮減の観点から5コースのeラーニングを一本化してできるところが効率的である。このため、委託先として、がんの集学的治療に関する成果の解析・評価を行い、がんの最適治療法はもとより、患者に優しい治療法の確立を目指し、もって国民の健康の向上に貢献することを目的としている (財) がん集学的治療研究財団を選定したところ。 なお、当該事業は、平成20年度から事業を開始しており、現在は、ハードの整備が終了し、各コース毎のコンテンツ作りを開始しているところであるが、本事業を途中で中止することは専門医育成事業の後退を招くほか、これまでの投資効果が無駄となる。 (2) がん医療水準向上指導事業 緩和ケア及び相談員の研修については、別の組織が実施しているところであるが、全国の緩和ケアや相談事業に携わる者の水準を把握し、指導するためには、研修実施主体とは別の組織による客観的な判断により、本事業を行う必要があることに加え、当該分野の知識が必要であるため、緩和ケアを含めた集学的治療に関する法人である本法人を委託先として選定したところ。 当該事業は、平成20年度から事業を開始し、各拠点病院における緩和ケア及び相談事業の実態を把握し、現在、医療水準を向上させるための指導マニュアルを作成しているところであり、今後、事業の評価を行うことを予定しており、本事業を途中で中止することは、これまでの事業が無駄となる。 なお、指導マニュアルを作成及び事業評価後における継続的な医療水準の把握については、事業内容や実施主体などを含め総合的に検討を行ってまいりたい。			

事務・事業シート (概要説明書)

事業名		インターネットを活用した専門医の育成等事業費				
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無		無し				
成果目標		(1)情報通信による育成事業(eラーニング) がん医療に携わる医師におけるがんの集学的治療の知識向上 (2)がん医療水準向上指導事業 がん診療連携拠点病院で行われている緩和ケア及び相談事業に携わる者の医療水準向上				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		がん医療を専門とする医師の学習内容の検討		—	済	済
		インターネット上からの知識・技能習得を可能とするシステム構築		—	済	済
		緩和ケア及び相談事業に携わる者の実態把握		—	済	済
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		がん医療を専門とする医師の学習プログラム検討委員会	回	—	4	3
		医療水準調査コア委員会	回	—	1	1
予算執行率			%	—	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H19年度	H20年度	H21年度
		がん医療を専門とする医師を目指す方へ	冊	—	20,000	20,200
		医療水準調査報告書	冊	—	900	900
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	国では、がん対策推進基本計画に定められた個別目標を達成するための各種施策を行っているところであるが、これに加え、当該事業を現在の体制で行うこととなると、がん対策の総合的かつ計画的な推進に支障が生じることとなりかねない。国で実施するためには、人員の拡充が必須である。このため、当該事業を行うにあたり、既存資源を有効活用できる当該法人に業務を委託することで、事業が効率的に実施できるものと考えている。			
自治体、民間等への移行	想定する実施主体		一般社団法人日本癌治療学会			
	可	理由	平成22年度までにシステム構築業務が完了し、平成23年度以降はコンテンツの利用促進及びコンテンツの更新が主な業務となるが、コンテンツの利用を促進するためには現委託先より癌治療専門の医師が多数会員として所属し、がん医療関係者に広く周知を行うことが期待できる癌治療学会に業務委託することがより効率的であり、コンテンツの更新を行う際に必要となる医学的専門性等コンテンツの内容面について質が担保されている同学会に業務委託を行うことが適切であると考えられるため。			
	否	理由	インターネットを利用可能な環境があれば、いつでも、どこでもがんの集学的治療について、学ぶことができるシステムを構築する事業であり、全国の医師を対象としていることから、国が実施すべき事業であり、自治体へ移行することはない。また、民間での実施についても、事業の実施に当たっては、最新のがんの集学的治療についての知識があり、関係学会との連携が必要となるため、困難である。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		事業の見直しを図り、平成23年度概算要求においては、(2)がん医療水準向上指導事業を廃止するとともに、委託先を一般社団法人癌治療学会とした。なお、平成22年度予算において公益法人への国庫金支出の徹底的な見直しの観点より、支出額の見直しを行い、21年度予算と比較して76.5%の規模となっているため、22年度の事業実施においては、大幅な事業実施見直し、又は事業実施効率の見直しを行うことであり、今後更なる予算額の削減は事業の運営上困難である。				

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名		インターネットを活用した専門医の育成等事業費			
事業の収支状況 (千円)		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)	
内訳	収入	—	101,346	101,330	
	国からの補助金収入	—	101,346	101,330	
	その他の収入	—	0	0	
	支出	—	101,346	101,330	
	収支差	—	0	0	
予算額	平成22年度予算額		人件費		
	事業費	77,516 千円	}	人件費 (厚労省〇日分内訳)	従事役員員数 (厚労省〇日分内訳)
	人件費	千円		役員	() 千円 () 人
	管理費	千円		常勤職員	() 千円 () 人
	総計	77,516 千円		非常勤職員	() 千円 () 人
平成19年度 (決算額)		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	決算額 (千円)	—	101,346	101,330	
	事業費	—	101,346	101,330	
	人件費	—	—	—	
	管理費	—	—	—	
再委託・補助	平成19年度 (決算額)		平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)	
	再委託・補助 (件数/金額 (百万円))	—	1/74	1/76	
	うち厚労省〇日が在籍している 団体等への再委託・補助 (件数 /金額 (円))	—	0/0	0/0	
再委託・補助先 (名称)	—	(株)サイバーリーガルクエスト	(株)サイバーリーガルクエスト		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
—	—	—	—	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
—	—	—	—	

(財)がん集学的治療研究財団の
改革案について
《改革案説明資料》

(財)がん集学的治療研究財団の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度>
 役員 15名
 職員 16名

<平成22年度>
 役員 18名(+3名)
 職員 16名

<平成23年度>
 役員 18名
 職員 16名

※役員については、人数が増えているが、全員非常勤役員(旅費・日当のみ支給)
 ※事務局長は国家公務員OBであるが、国家公務員退職後15年は民間企業で勤務した後に当財団事務局長に就任したもの

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	1/15人中	0/18人中	1
職員	1/16人中	1/16人中	0

改革効果

《削減数》

組織の改革
—

《今後の対応》

職員:退職後は公募を予定

2. モノ(余剰資産などの売却)

{ ・固定資産(土地・建物)なし }

《国庫納付見込額》

—

3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>
2.1億円

<平成22年度>
1.3億円

<平成23年度概算要求>
0.7億円の内数

《削減額》

{ ・がん臨床研究推進事業を行う科学研究費を22年度は約5,200万円に減額予定
 ・23年度は、交付先が決定していないことから事業費の総額を計上
 ・インターネットを活用した専門医の育成等事業を行う補助金を22年度は約7,700万円に減額(2割縮減)及び平成22年をもって終了予定 }

▲0.6億円以上

4. 事務・事業の改革

○ インターネットを活用した専門医の育成等事業(eラーニング事業)については、平成22年度までにシステム構築業務が完了する予定。
(平成23年度からは、コンテンツの利用促進等が主な業務となるため、がん治療専門の医師が会員として多数所属し、広く周知を行うことが期待できる一般社団法人日本癌治療学会に改めて業務委託し、がん治療の専門医の質の向上を図っていく予定。)

○ 会議を同一日に複数開催することにより、旅費及び謝金の節約をはかっている。

○ 臨床試験業務(財団自主業務)を行うにあたり、作業の効率化の観点及び単純に人員増とならないようにするため、EDCシステム(Electronic Data Capture)※を本年10月に導入。EDCシステム導入により、紙媒体による臨床試験で発生していた消耗品費(ファイル等)、通信費(送料・電話料・FAX料等)、キャビネット購入費が節約・合理化され、経費節約分を新規事業等へ投入できる。(当該システムを導入しない場合には、3人程度の増員が必要となる。)

また、EDCシステムの導入によって、臨床医からの症例データが24時体制で集積可能となり、作業効率が飛躍的に向上すると考えられる。

※EDC(Electronic Data Capture)とは、治験や臨床試験の依頼者が、インターネット、電話回線または専用回線を通じて、試験実施機関からの臨床試験データを、紙媒体ではなく電子的に取得するシステムです。

EDCは、臨床試験データの品質改善、及びデータ固定までの時間を短縮する方法として、欧米では早くから推進されています。現在、多くの国際共同治験もEDCで行われています。

(財)がん集学的治療研究財団
の論点等について

主要な論点

1 がん臨床研究推進事業は効果的に行われているか。

(参考) がん臨床研究推進事業の概要

① 外国人研究者招へい事業

がん分野で優れた研究を行っている外国人を招へいし、海外との研究協力を推進することにより、日本における当該分野の臨床研究の推進を図っている。

② 外国への日本人研究者派遣事業

日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し、がん臨床研究を実施することにより、その成果をわが国の当該分野の臨床研究に反映させている。

③ 若手研究者（リサーチ・レジデント）育成活用事業

若手研究者をがん臨床研究に参画させ当該研究の推進を図るとともに、将来わが国の当該研究の中核となる人材を育成している。

④ 研究支援者活用事業

学士の学位を有する者等を研究支援者として採用し、がん臨床研究事業の研究者を支援する業務に従事させることにより、当該研究の推進を図っている。

* 外国人招へい事業の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
12人	17人	9人	2人

* 外国への日本人研究者派遣者の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4人	8人	6人	1人

* 若手研究者育成事業の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
—	8人	10人	9人

* 研究支援者の派遣者数の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
11人	26人	25人	20人

(注) 若手研究者育成事業については平成19年度から、その他の事業については平成18年度から実施。

2 がんに関する事業を実施している法人は他にも存在するが、本法人に対して臨床研究推進事業補助金を交付する理由は、どのようなものか。

(参考) がんに関する事業を実施している他の法人 (例)

① (財)日本対がん協会

役員 20人

職員 9人

基本財産 100,000千円

総収入 701,209千円 (平成21年度)

目的 がん征圧を早急に達成するため、がんの予防および治療に関し必要な事業を行い、もって国民の保健および福祉に寄与することを目的とする。

② (財)癌研究会

役員 17人

職員 1,299人

基本財産 10,017,821千円

総収入 49,562,876千円 (平成21年度)

目的 癌その他の腫瘍に関する研究及び研究の推奨ならびにその予防治療をなすをもって目的とする。

3 インターネットを活用した専門医の育成等事業は、これまでの3ヶ年に国の委託内容を反映した成果があがっているか。

(参考)

* コンテンツの収録・公開

共通科目62講義、専門科目37講義、計99講義公開済み (10月末現在)

* 登録者数 (累計) 約3,700名 (10月末現在)

* アクセス数 (ページビュー)

約333,000件/月

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

(千円)

	18年度決算	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度予算
がん臨床研究推進事業	79,667	139,467	143,340	112,284	52,974
インターネット活用専門医育成事業	—	—	101,346	101,330	77,516

- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。
併せて、本年9月3日付けの厚生労働大臣からの要請「役員・職員の公募についてのお願い」を踏まえ、具体的にどのような対応を行うのか。

(参考1) 組織体制（平成22年4月1日現在）

- ・役員数18名（理事長1名（非常勤）、常務理事4名（非常勤）、その他の理事12名（非常勤）、監事1名（非常勤）
国家公務員OBなし
- ・職員数17名（うち非常勤1名）
うち国家公務員OB 1人
このOBは、課長補佐（40代後半）で退職後、15年程の民間企業経験を経て事務局長として採用されたもの。
管理部門比率 7.5% (1.2/16)

(参考2) 大臣要請を受けての役職員公募の方針

- ・役員・・・国家公務員OBなし
- ・職員・・・OB職員の退職後の採用については、公募を予定

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

(参考)

【資産の状況】平成21年度決算

(単位:億円)

現預金 (流動資産)	有価証券 (流動資産)	固定資産 (土地・建物等)	積立金・ 引当金等	その他	計
1.4	0	0.1	2.1	6.0	9.6

内部留保率： 17.9%

《事業運営》

- がん臨床研究推進事業は効果的に行われているか。
- がんに関する事業を実施している法人は他にも存在するが、本法人に対して臨床研究推進事業補助金を交付する理由は、どのようなものか。
- インターネットを活用した専門医の育成等事業は、これまでの3ヶ年に国の委託内容を反映した成果があがっているか。

《組織運営》

- 法人の事業内容に照らし、役員数、職員数は適切か。

(参考)

- | | | |
|------------------|---|-------|
| 22年度 | | 23年度 |
| ・役員数18名(非常勤) | → | 22年度同 |
| ・職員数17名(うち非常勤1名) | → | 22年度同 |

平成21年度 決算報告書

自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

財団法人 がん集学的治療研究財団

収支計算書

平成 21年4月 1日から
平成 22年3月31日まで

単位:円

科 目	予算額	一般会計	収益会計	差異
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	17,850,000	17,850,000		0
2 受取利息・配当金	3,000,000	3,197,751	6,372	-204,123
3 寄付金収入	200,000,000	216,885,000		-16,885,000
4 賛助会費収入	7,300,000	6,300,000		1,000,000
5 受託臨床試験収入	60,000,000		60,000,000	0
6 厚生労働科学研究補助金等収入	213,614,000	213,614,000		0
がん臨床研究推進事業	(112,284,000)	(112,284,000)		(0)
インターネット活用事業	(101,330,000)	(101,330,000)		(0)
7 什器備品売却収入		198,450		-198,450
8 雑収入	0		2,716,033	-2,716,033
9 収益会計からの繰入金収入	0	7,000,000		-7,000,000
当期収入合計 (A)	501,764,000	465,045,201	62,722,405	-26,003,606
前期繰越収支差額	89,333,235	77,318,745	12,014,490	0
収入合計 (B)	591,097,235	542,363,946	74,736,895	-26,003,606
II 支出の部				
1 事業費				
公益事業費	237,282,000	207,875,954		29,406,046
受託臨床試験事業費	50,603,000		55,372,264	-4,769,264
厚生労働科学研究等事業	213,614,000	213,614,000		0
がん臨床研究推進事業	(112,284,000)	(112,284,000)		(0)
インターネット活用事業	(101,330,000)	(101,330,000)		(0)
2 管理費	23,616,000	31,098,213		-7,482,213
3 什器備品購入支出	0	2,592,488	198,450	-2,790,938
4 ソフトウェア購入支出	0	1,157,250		-1,157,250
5 退職給与資産積立支出	2,000,000	5,532,935		-3,532,935
6 一般会計への繰入金支出	0		7,000,000	-7,000,000
当期支出合計 (C)	527,115,000	461,870,840	62,570,714	2,673,446
当期収支差額(A-C)	-25,351,000	3,174,361	151,691	-28,677,052
次期繰越収支差額(B-C)	63,982,235	80,493,106	12,166,181	-28,677,052

正味財産増減計算書

平成21年4月1日～平成22年3月31日

単位：円

科 目	一般会計	収益会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産受取利息	17,850,000	0	0	17,850,000
賛助会員受取会費	6,300,000	0	0	6,300,000
受取寄付金	216,885,000	0	0	216,885,000
受取国庫補助金	213,614,000	0	0	213,614,000
受取利息	3,197,751	0	0	3,197,751
臨床試験受託収益(収益)	0	60,000,000	0	60,000,000
受取利息(収益)	0	6,372	0	6,372
雑収入(収益)	0	2,716,033	0	2,716,033
他会計からの繰入額	7,000,000	0	-7,000,000	0
収益会計からの繰入額	7,000,000	0	-7,000,000	0
【経常収益計】	464,846,751	62,722,405	-7,000,000	520,569,156
(2) 経常費用				
事業費	421,489,954	0	0	421,489,954
研究助成金	109,035,000	0	0	109,035,000
会議費	7,550,615	0	0	7,550,615
旅費交通費	23,369,675	0	0	23,369,675
データ収集費	56,693,130	0	0	56,693,130
データ収集解析費	1,937,388	0	0	1,937,388
通信費	3,725,803	0	0	3,725,803
消耗品費	3,998,661	0	0	3,998,661
印刷費	860,452	0	0	860,452
支払手数料	183,010	0	0	183,010
謝金	522,220	0	0	522,220
若手研究者・研究支援者人件費(科研)	89,714,933	0	0	89,714,933
会議費(科研)	206,435	0	0	206,435
旅費(科研)	6,448,113	0	0	6,448,113
通信運搬費(科研)	379,834	0	0	379,834
賃借料(科研)	1,687,343	0	0	1,687,343
消耗品費(科研)	780,553	0	0	780,553
賃金(科研)	22,374,854	0	0	22,374,854
印刷製本費(科研)	11,802,375	0	0	11,802,375
諸謝金(科研)	739,000	0	0	739,000
雑役務費(科研)	76,480,560	0	0	76,480,560
研究費(科研)	3,000,000	0	0	3,000,000
管理費	37,625,123	0	0	37,625,123
人件費	17,829,416	0	0	17,829,416
給料	15,129,554	0	0	15,129,554
法定福利費	1,571,176	0	0	1,571,176
福利厚生費	1,128,686	0	0	1,128,686
会議費	1,003,197	0	0	1,003,197
評議員会	179,413	0	0	179,413
理事会	823,784	0	0	823,784
事務所費	3,942,490	0	0	3,942,490
賃借料	187,275	0	0	187,275
共益費	1,606,198	0	0	1,606,198
水道光熱費	673,598	0	0	673,598
雑費	1,475,419	0	0	1,475,419
旅費交通費	6,544,250	0	0	6,544,250

評議員会旅費	1,548,840	0	0	1,548,840
理事会旅費	587,180	0	0	587,180
小会議・職員旅費	4,408,230	0	0	4,408,230
事務通信費	260,324	0	0	260,324
減価償却費	993,975	0	0	993,975
事務消耗品費	608,911	0	0	608,911
印刷費	109,200	0	0	109,200
支払手数料	58,325	0	0	58,325
租税公課	58,600	0	0	58,600
諸会費	191,500	0	0	191,500
顧問経費	492,000	0	0	492,000
退職給付費用	5,532,935	0	0	5,532,935
事業費(収益)	0	55,866,003	0	55,866,003
過年度損益修正損	0	7,101,433	0	7,101,433
研究助成金	0	8,831,676	0	8,831,676
旅費交通費	0	93,720	0	93,720
データ収集費	0	25,139,831	0	25,139,831
賃借料	0	2,263,277	0	2,263,277
水道光熱費	0	267,334	0	267,334
通信費	0	841,861	0	841,861
減価償却費	0	493,739	0	493,739
消耗品費	0	1,287,389	0	1,287,389
支払手数料	0	52,055	0	52,055
謝金	0	588,888	0	588,888
租税公課	0	4,636,200	0	4,636,200
顧問経費	0	504,000	0	504,000
法人税等	0	3,764,600	0	3,764,600
他会計への繰出額(収益)	0	7,000,000	-7,000,000	0
他会計への繰出額(収益)	0	7,000,000	-7,000,000	0
【経常費用計】	459,115,077	62,866,003	-7,000,000	514,981,080
【当期経常増減計】	5,731,674	-143,598	0	5,588,076
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
【経常外収益計】	0	0	0	0
(2)経常外費用				
固定資産除却損	2,471,883	0	0	2,471,883
その他の固定資産除却損	2,471,883	0	0	2,471,883
【経常外費用計】	2,471,883	0	0	2,471,883
【当期経常外増減額】	-2,471,883	0	0	-2,471,883
【当期一般正味財産増減額】	3,259,791	-143,598	0	3,116,193
【一般正味財産期首残高】	0	13,349,791	0	13,349,791
【一般正味財産期末残高】	3,259,791	13,206,193	0	16,465,984
II 指定正味財産増減の部				
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	877,901,776	0	0	877,901,776
【指定正味財産期末残高】	877,901,776	0	0	877,901,776
III 正味財産期末残高	881,161,567	13,206,193	0	894,367,760

貸借対照表

平成22年3月31日現在

単位：円

科 目	一般会計	収益会計	合計
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	93,390,993	165,344	93,556,337
現金	589,039	63,627	652,666
普通預金	92,801,954	101,717	92,903,671
未収入金	18,000,000	0	18,000,000
立替金	2,189,375	0	2,189,375
前払金	223,730	2,210,547	2,434,277
公益会計勘定	0	27,643,806	27,643,806
【流動資産合計】	113,804,098	30,019,697	143,823,795
2.固定資産			
(1) 基本財産			
基本投資有価証券	600,000,000	0	600,000,000
投資有価証券・指定	600,000,000	0	600,000,000
【基本財産合計】	600,000,000	0	600,000,000
(2) 特定資産			
事業特定預金資産	193,000,000	0	193,000,000
事業特定預金資産・指定	193,000,000	0	193,000,000
退職給付引当資産	18,568,651	0	18,568,651
退職給付引当資産・一般	18,568,651	0	18,568,651
【特定資産合計】	211,568,651	0	211,568,651
(3) その他固定資産			
建物附属設備	290,395	0	290,395
建物附属設備(収益)	0	163,615	163,615
什器備品	2,312,298	0	2,312,298
什器備品(収益)	0	876,397	876,397
電話加入権	399,680	0	399,680
保証金	3,556,000	0	3,556,000
ソフトウェア	1,110,088	0	1,110,088
その他固定資産合計	7,668,461	1,040,012	8,708,473
【固定資産合計】	819,237,112	1,040,012	820,277,124
【資産合計】	933,041,210	31,059,709	964,100,919
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	2,010,028	14,088,916	16,098,944
未払法人税等	0	3,764,600	3,764,600
預り金	3,657,158	0	3,657,158
収益会計勘定	27,643,806	0	27,643,806
【流動負債合計】	33,310,992	17,853,516	51,164,508
2.固定負債			
退職給付引当金(事業費)	18,568,651	0	18,568,651
【固定負債合計】	18,568,651	0	18,568,651
【負債合計】	51,879,643	17,853,516	69,733,159
III 正味財産の部			
1.指定正味財産			
寄付金	793,000,000	0	793,000,000
【指定正味財産合計】	793,000,000	0	793,000,000
(うち基本財産への充当額)	600,000,000	0	600,000,000
(うち特定資産への充当額)	193,000,000	0	193,000,000
2.一般正味財産	3,259,791	13,206,193	16,465,984
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	18,568,651	0	18,568,651
【正味財産合計】	881,161,567	13,206,193	894,367,760
【負債・正味財産合計】	933,041,210	31,059,709	964,100,919

財産目録

平成22年3月31日現在

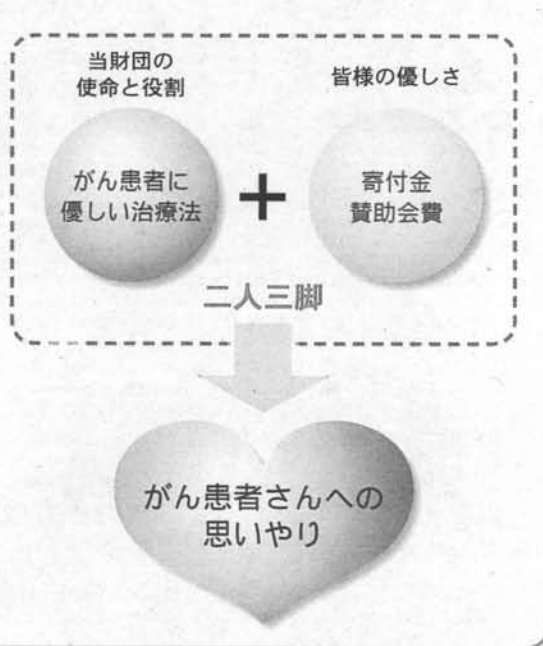
単位：円

科目	一般会計	収益会計	金額
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	93,390,993	165,344	93,556,337
現金	589,039	63,627	652,666
普通預金	92,801,954	101,717	92,903,671
りそな銀行	31,036,246	101,717	31,137,963
三井住友銀行	9,429,111		9,429,111
みずほ銀行	51,919,336		51,919,336
三菱東京UFJ銀行	417,261		417,261
未収入金	18,000,000		18,000,000
立替金	2,189,375		2,189,375
前払金	223,730	2,210,547	2,434,277
公益会計勘定		27,643,806	27,643,806
【流動資産合計】	113,804,098	30,019,697	143,823,795
2.固定資産			0
(1) 基本財産			0
基本投資有価証券	600,000,000		600,000,000
投資有価証券・指定	600,000,000		600,000,000
【基本財産合計】	600,000,000		600,000,000
(2) 特定資産			0
事業特定預金資産	193,000,000		193,000,000
事業特定預金資産・指定	193,000,000		193,000,000
退職給付引当資産	18,568,651		18,568,651
退職給付引当資産・一般	18,568,651		18,568,651
【特定資産合計】	211,568,651		211,568,651
(3) その他固定資産			0
建物附属設備	290,395	163,615	454,010
什器備品	2,312,298	876,397	3,188,695
電話加入権	399,680		399,680
保証金	3,556,000		3,556,000
ソフトウェア	1,110,088		1,110,088
その他固定資産合計	7,668,461	1,040,012	8,708,473
【固定資産合計】	819,237,112	1,040,012	820,277,124
【資産合計】	933,041,210	31,059,709	964,100,919
II 負債の部			0
1.流動負債			0
未払金	2,010,028	14,088,916	16,098,944
未払法人税等		3,764,600	3,764,600
預り金	3,657,158		3,657,158
源泉所得税	679,188		679,188
住民税	401,540		401,540
社会保険	2,576,430		2,576,430
収益会計勘定	27,643,806		27,643,806
【流動負債合計】	33,310,992	17,853,516	51,164,508
2.固定負債			0
退職給付引当金（事業費）	18,568,651		18,568,651
【固定負債合計】	18,568,651	0	18,568,651
【負債合計】	51,879,643	17,853,516	69,733,159
【正味財産合計】	881,161,567	13,206,193	894,367,760
【負債・正味財産合計】	933,041,210	31,059,709	964,100,919

「がん患者さんへの思いやり」への 二人三脚

財団は「がん患者に優しい治療法」を確立するための臨床試験を行うことを主な使命とし、がん患者さんの福音のためにその役割を果たして行く所存です。

そのためには、皆様の優しさが必要であり、当財団の使命・役割と皆様の優しさが結実して「がん患者さんへの思いやり」が現実のものとなります。



そこで、本趣旨にご賛同頂ける皆様方のあたたかいご支援・ご協力をお願いいたします。また、お知り合いの方々にも呼びかけて頂けたら幸いです。

財団は「特定公益増進法人」の 許可を受けた公益法人です

- ①当財団は「特定公益増進法人」の認可を受けておりますので、寄付金につきましては税制上の優遇措置が受けられる特権があります。
- ②寄付者および賛助会員には、当財団が刊行する「がん集学財団ニュース」、「がん治療のあゆみ」をお届けしています。
- ③当財団の評議員は、北は北海道から南は沖縄までの大学や病院において「がん治療」の最前線で活躍中の先生方(約140名)で、皆様のお役に立つべく(バックアップ支援等)ご協力頂いています。

ご寄付、賛助会員のお申込み先およびお問い合わせは下記のとおりです。

振込み口座

- みずほ銀行 市ヶ谷支店 普通 1532538
- 三井住友銀行 飯田橋支店 普通 2943719

住所・連絡先

〒102-0074
東京都千代田区九段南3-7-14 千代田Kビル4階

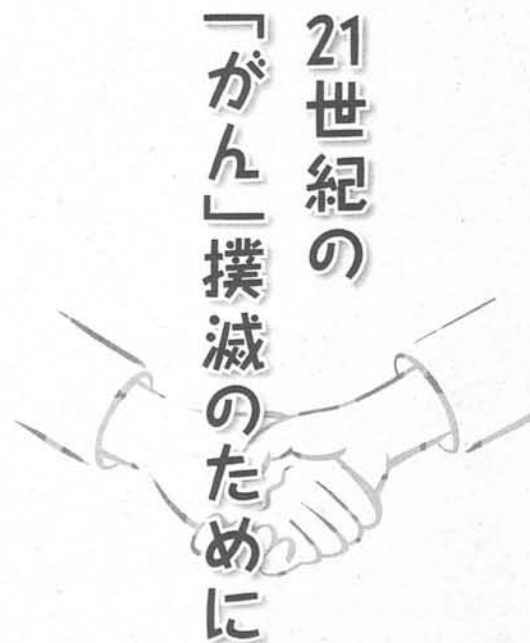
財団法人がん集学的治療研究財団
(事務局 総務課)

TEL: 03-3239-2341
FAX: 03-3239-2553

E-mail: jfmc@jfmc.or.jp
ホームページ: <http://www.jfmc.or.jp>

財団の取り組み

賛助会員へのお誘いと
ご寄付のお願い



財団法人がん集学的治療研究財団

我が国の疾病構造をみると「がん」を避けて人生を全うできない!

1 「財団法人がん集学的治療研究財団」って、何をするとところ?

現在、我が国の疾病構造をみますと、「がん」を避けて人生を全うすることは極めて難しい状態になっています。そこで、財団法人がん集学的治療研究財団では、安全で安心できる効率的な抗がん剤の治療を目指して、患者さんのQOL(Quality of Life)を最優先した「患者に優しい治療法」の確立のために企画した臨床試験を行っています。

2 「がん患者に優しい治療法」って、何でしょう?

がん患者に優しい治療法とは、主に患者さんのQOLを最優先に考えた安全で安心できる効率的な治療法です。主な方法として、次の様な内容を提案しています。

① 入院より外来での治療



② 点滴より経口投与による治療



③ 治療効果に遜色がなければ、抗がん剤は高用量より低用量での治療



④ 術前補助療法の併用により腫瘍の減量を図り、臓器・機能を温存できる低侵襲手術の開発を目指した治療



3 このほか財団の事業活動内容はつぎのとおりです。

一般研究助成

患者に優しいがん治療法等の開発を目指した研究を広く募集し、審査の上、助成金を差し上げています。

臨床試験施設データマネージャーの養成
市販後の自主的臨床試験では、データ整理やスケジュール管理等で試験担当医を支援し、補佐的役割を担うデータマネージャーが必要です。この養成と認定証授与を行っています。

厚生労働省の委託による「第3次対がん10か年総合戦略」がん臨床研究推進事業の実施

① 外国人研究者招へい事業

外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進し、厚生労働科学研究の向上をはかります。

② 外国への日本人研究者派遣事業

日本人研究者を外国に派遣し、得られた研究成果を厚生労働科学研究に反映させます。

③ 若手研究者育成活用事業(リサーチ・レジデント)

若手研究者をがん臨床研究に参画させ当該研究の推進を図るとともに、将来わが国の当該研究の中核となる人材を育成します。

④ 研究支援者活用事業

厚生労働科学研究に役立つ知識等を有する者を財団の非常勤職員として採用し、受入機関において研究支援に従事させています。

財団法人がん集学的治療研究財団
(役員名簿)

平成22年5月22日現在

役職	氏名	略歴(出身省庁等又は前職)	就任年月日
(非常勤) 理事長	佐 治 重 豊	岐阜大学名誉教授	平成9年10月20日
常任理事	北 島 政 樹	国際医療福祉大学学長	平成6年5月11日
常任理事	坂 本 純 一	名古屋大学大学院医学系研究科教授	平成16年5月22日
常任理事	富 永 祐 民	愛知県がんセンター名誉総長	昭和61年5月14日
常任理事	前 原 喜 彦	九州大学大学院医学研究院教授	平成18年5月27日
常任理事	武 藤 徹 一 郎	(財)癌研究会メディカルディレクター	平成5年5月21日
理事	岡 正 朗	山口大学大学院医学系研究科教授	平成20年5月24日
理事	草 野 満 夫	釧路労災病院院長	平成18年5月27日
理事	桑 野 博 行	群馬大学大学院医学系研究科教授	平成20年5月24日

役 職	氏 名	略 歴（出身省庁等又は前職）	就 任 年 月 日
(非常勤) 理事	高 後 裕	旭川医科大学教授	平成14年 6月 8日
理事	今 野 弘 之	浜松医科大学教授	平成22年 5月22日
理事	西 山 正 彦	埼玉医科大学先端医療開発センター長・教授	平成20年 5月24日
理事	馬 場 秀 夫	熊本大学大学院生命科学研究部教授	平成22年 5月22日
理事	平 川 弘 聖	大阪市立大学大学院医学研究科教授	平成18年 5月27日
理事	平 田 公 一	札幌医科大学教授	平成14年 6月 8日
理事	山 光 進	札幌月寒病院理事長	平成14年 6月 8日
監事	幕 内 博 康	東海大学医学部附属病院本部長	平成22年 5月22日
監事	門 田 守 人	大阪大学副学長	平成22年 5月22日

第 22 回厚生労働省省内事業仕分け傍聴者アンケート

本日は、厚生労働省省内事業仕分けを傍聴いただき、ありがとうございました。
宜しければ、アンケートにご協力下さい。

<性別・ご年齢などについて教えてください>

◆性別：男性 / 女性

◆年齢：10代 / 20代 / 30代 / 40代
50代 / 60代 / 70代 / 80代

◆ご職業：()

◆厚生労働省省内事業仕分けを何でお知りになりましたか？

新聞 / テレビ / 厚生労働省ホームページ
その他 ()

<ご感想をお聞かせ下さい>

Q1. このような取組みは、有意義と考えますか？

はい / いいえ / わからない

Q2. Q1の理由を教えてください。

()

Q3. 今回の「がん集学的治療研究財団」に対する事業仕分けの議論は有意義だったと考えますか？

はい / いいえ / わからない

Q4. Q3の理由を教えてください。

()

⇒ 裏面もございます。

Q5. その他、ご意見・ご感想等ございましたら、ご自由に記入下さい。

()

◆ご協力いただき、ありがとうございました。お帰りの際、お近くの職員または回収箱にご提出下さい。

傍聴者のみなさまへ（傍聴時の留意事項）

本日は、厚生労働省の省内事業仕分けを傍聴いただきありがとうございます。

傍聴される前に、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

- 座席に限りがありますので、前からつめてお座り下さい。
- 資料は、お一人様一部限りとさせていただきます。お席の上の資料をお使い下さい。
- 本日の資料及び仕分けの映像は、後日、厚生労働省 HP に掲載する予定としております。
- お席を離れる際は、この資料の裏面を表にして席においておかれるようお願いいたします。また、会議開始10分前までには、お席にお戻り下さい。
- トイレの場所については、裏面をご覧ください。
- 円滑な議事の進行のため、次の点にご協力下さい。

- 1 限られた時間内で円滑に審議を進行させるため、係員の誘導・指示に従って下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外に立ち入ることは、できません。
- 3 アラーム付き時計、携帯電話等音の出る機器については、電源を切って下さい。
- 4 会議場における言論に対して賛否を表明し、また拍手をすることはできません。また、傍聴の方からのご質問はお受けいたしません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為（ビラ、プラカード等の持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用による示威的行為など）は、謹んで下さい。
- 6 傍聴中の飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 7 やむを得ない場合を除き、傍聴者の入退場は慎んで下さい。
- 8 危険な物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りいたします。

- 混雑時には、混乱を避け安全にお帰りいただくために、会議終了後に入口近くの方から順序よく退出していただく場合がございますので、その場合は、お席にお座りのまま係員の案内があるまでお待ち下さい。
- 傍聴された上での感想がございましたら、アンケート用紙にご記入の上、係員にお渡しいただくかアンケート回収箱へお入れ下さい。
- また、改革案及び仕分け結果については、厚生労働省 HP で国民の皆様からのご意見を募集する予定でおりますので、是非ご意見をお寄せ下さい。
- その他ご不明の点がございましたら、お近くの係員までお問い合わせ下さい。

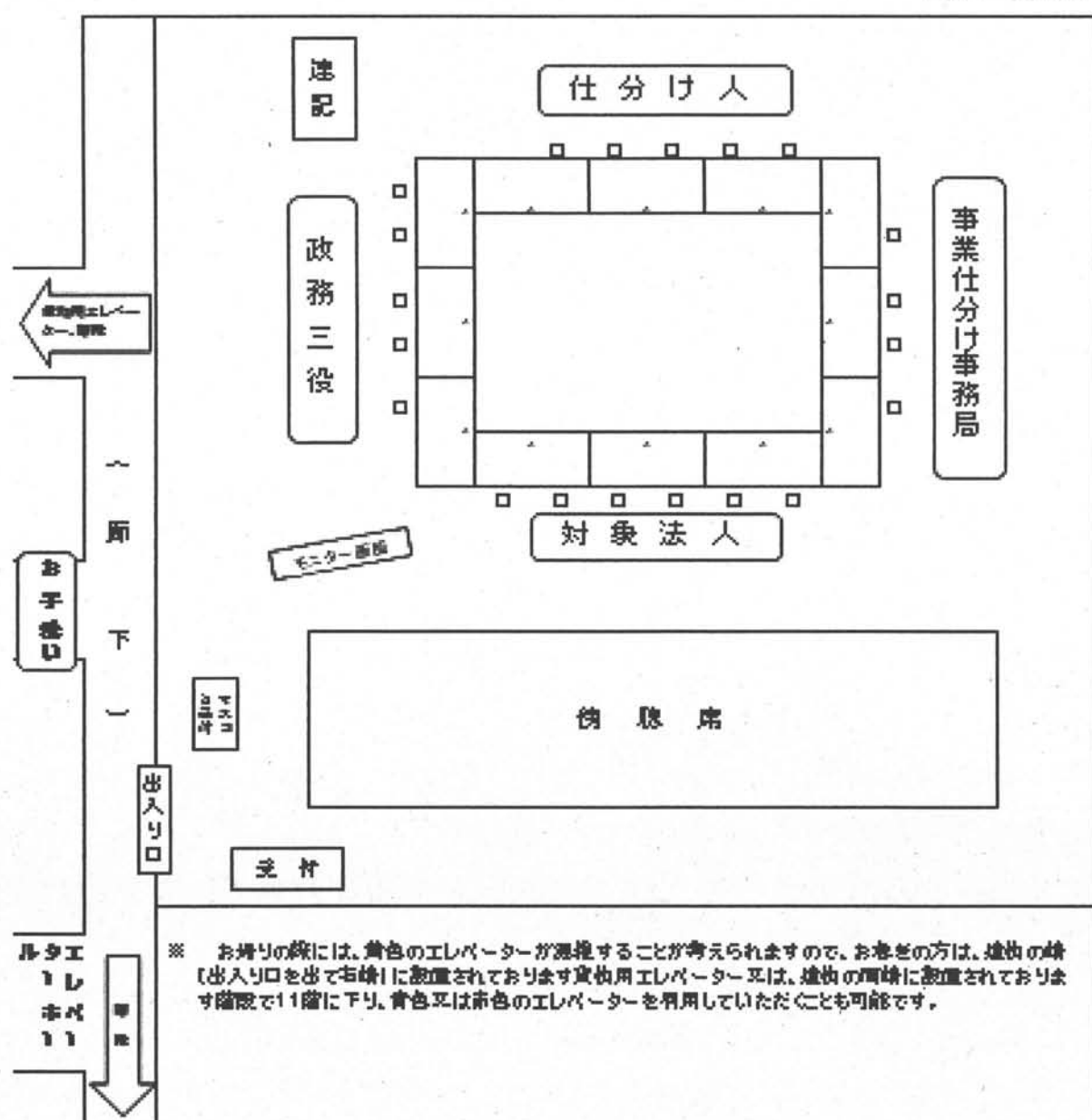
※ 入館の際に交付された通行証は、必ずストラップを首からかけて確認できるようにして下さい。

※ また、お帰りの際は、通行証を庁舎出口付近の警備員に必ず返却して下さい。

只今、 席を外しております。

厚生労働省省内事業仕分け

厚生労働省共用棟15・16会議
[厚生労働省12階]



行政刷新会議事業仕分け第3弾（再仕分け）について

1. 日程・場所

11月15日（月）～18日（木）

於：TOCビル（品川区西五反田）

2. 公開による再仕分けの対象事業

（厚生労働省）

- 医師確保、救急・周産期対策の補助金等
- 治験拠点病院活性化事業費
- （独）国立病院機構運営費交付金
- 生活衛生振興助成費等補助金
- 生活衛生営業指導費補助金 ※
- 生活衛生関係営業対策事業費補助金
- 審査関連業務（（独）医薬品医療機器総合機構）
- 安全対策業務（（独）医薬品医療機器総合機構）
- シルバー人材センター援助事業
- 女性と仕事総合支援事業（（財）女性労働協会）
- 男女ワークライフ支援事業
- 介護予防事業（地域支援事業の一部）
- 所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ※
- 高齢者医療運営円滑化等補助金

・※は、行政事業レビュー公開プロセス対象事業

・また、独立行政法人については、春の省内事業仕分けで議論

2. 平成23年度予算編成過程において対応を求められている事業

第13回行政刷新会議（11月9日）資料から抜粋

平成22年11月9日

行政刷新会議

過去の事業仕分け等の反映状況の検証結果を踏まえた
対応について

事業仕分け第3弾（後半）の再仕分けの対象となる事業については、関係府省からのヒアリングや事業シートのチェック、現場の実態を把握するための現地調査等を通じ、対象事業候補の選定を行ってきた。

候補の選定過程においては、公開の場で再仕分けを行う事業以外にも、別紙の指摘内容のとおり、事業仕分け第1弾、第2弾及び行政事業レビューの評価結果や取りまとめコメントの指摘の平成23年度概算要求への反映が不十分と見られる事業があった。こうした事業の存在を放置すれば、政権の基盤をなす最重要施策であり、今まで国民に見えなかった予算編成過程を明らかにし、行政の透明性を高め、無駄の根絶を図るという事業仕分けの意義を損なうおそれがある。

このため、関係府省・部局に対し、平成23年度予算編成過程において、広く国民に対する説明責任を果たしつつ、別紙の指摘を踏まえた適切な対応を行うことを求める。

厚生労働省

事業名等	健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費） 健康増進重点プロジェクト事業
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-1</p> <p>「健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：廃止 ・とりまとめコメント <p>この事業は廃止とさせていただく。理由としては、地域で食育活動が育ってきており国がもはやこの事業で指導的役割を発揮する必要がないこと、国・地方・各省で同様・同趣旨のことをやっていること、財政状況が厳しい中、整理合理化すべきであること。</p> <p>また、契約している財団との関係について、天下りを繰り返している法人に随意契約という形で公金を支出する合理性は認められない。</p>
指摘内容	<p>「健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）」が平成21年度に廃止された一方で、対象をメタボや糖尿病の予備軍に限定した食生活・運動教室などの健康づくりに関する取組み等を実施するためとして、平成22年度には「健康増進重点プロジェクト事業」が新設されている。</p> <p>「地域で食育活動が育ってきており国がもはやこの事業で指導的役割を発揮する必要がないこと、国・地方・各省で同様・同趣旨のことをやっていること」とのとりまとめコメントのとおり、メタボ・糖尿病に関連した食育事業はすでに各所で行っており、事業仕分け第1弾における「健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）」の評価結果及びとりまとめコメントに則した対応が行われているとは言い難い。</p>

事業名等	キャリア交流事業費
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-12</p> <p>「キャリア交流事業費」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：実施は各自治体／民間の判断に任せる ・とりまとめコメント <p>この事業については自治体・民間実施と判断したい。理由としては、ハコモノ投資として予算の6割くらい（庁費及び土地建物借料）が使われている実態は、やはりこのご時勢では理解できない。また、地方自治体や民間、とりわけ地方自治体においては、十分に能力や人員が備わっているということもある。現場に近い地方自治体、または民間に任せる方がよい。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾において「実施は各自治体／民間の判断に任せる」とされたにもかかわらず、平成22年度において国の委託事業として複数年契約で行っており、事業仕分け第1弾の評価結果に則した対応が行われていない。</p>

事業名等	キャリア形成促進助成金
事業仕分け結果等	<p>○行政事業レビュー公開プロセス 事業番号784</p> <p>「キャリア形成促進助成金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開プロセスの結論：事業の廃止（一定期間経過後） <ul style="list-style-type: none"> 「直ちに廃止」：1名 「一定期間経過後に廃止」：3名 「国が実施する必要なし。地方公共団体の判断に任せる」：1名 「国が実施する必要なし」：1名 「地方及び民間の判断に任せるべき」：1名 「事業は継続するが、更なる見直しが必要」：1名 ・とりまとめコメント（概要） <ul style="list-style-type: none"> ・国費としての投入を一定部分はしなければならないが、他の様々な支援メニューとの統合・戦略的な分析をした上で立て直すべき。 ・事業本来のそもそものあり方に立ち返って抜本的に検討することが必要。 ・予算監視・効率化チームの所見：事業の廃止（一定期間経過後） 中小企業事業主の能力開発への支援、ジョブ・カードの推進など今後の政策推進に真に必要なメニューを除き廃止、継続するメニューについても支援内容を見直すなど、全ての支援メニューを抜本的に見直して、予算要求する。 内容としては、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、自発的職業能力開発支援の一部メニュー及び大企業向け助成について平成23年度から廃止し、中小企業雇用創出等能力開発助成金については、遅くとも新成長戦略の目標期間の中間年である2015年を目途に廃止する。
指摘内容	<p>厚生労働省が作成した行政事業レビュー公開プロセスのとりまとめコメントの概要では、「国費の投入を一定部分しなければならない」と整理している。しかしながら、議事録によれば、一部の評価者の意見であり、また、評決の分布を参照しても、評価結果「事業の廃止（一定期間経過後）」に係るコメントとしては「事業そもそものあり方に立ち返って抜本的に検討していただくことが必要ではないか」が妥当であり、コメントの概要が事実を反映したものとなっていない。</p>

	<p>このため、「キャリア形成促進助成金」のうち今後も継続して実施することとしているメニューについて、行政事業レビュー公開プロセスの結論等に則した対応が行われているとは言い難い。</p>
--	---

事業名等	技能向上対策費補助事業
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-19(2)</p> <p>「技能向上対策費補助事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：予算要求の縮減（半額） ・とりまとめコメント <p>技能向上対策費補助事業については、結論は分かれているが、補助金ありきの試験制度では本当の試験のニーズはわからない、いつまで補助金を出し続けるのかという問題があることから、まず、予算を半減とする。そして、多くの検定職種を整理・統合するとともに、ニーズがあるものはマーケットで価格が決まることから、補助なしで実施すること。加えて、全国技能士会連合会への補助は廃止すること。</p>
指摘内容	<p>平成22年度予算は、概算要求に対し21%の縮減、平成23年度概算要求は、同23%の縮減にとどまっており、事業仕分け第1弾の評価結果に則した予算及び予算要求の縮減（半額）が行われていない。</p>

事業名等	<p>障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）</p> <p>障害者総合福祉推進事業</p>
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-14</p> <p>「障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：廃止 ・とりまとめコメント <p>結論に至る理由としては、まず平成18年度から累計68億円の研究費で543本もの蓄積がある。この成果を利用すれば、十分に政策に反映できるはずである。厚生労働省の施策の企画立案の際にこの調査報告書を利用しているとの主張があったが、本日の事業シートの中の「成果実績（成果指標の目標達成状況等）」欄には一切記載がなされていない。このような状態では、これ以上の支出はできないと考える。更に今日まで不透明な形でのプロジェクト採択が行われてきた。</p> <p>以上、様々な理由を勘案して、この調査研究プロジェクトは「廃止」とさせていただきたい。</p>
指摘内容	<p>「障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」は平成21年度に廃止された一方で、障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである「障害者総合福祉法（仮称）」を検討するにあたっての課題について、地域における実践・取組みを踏まえて実態把握・検討を行うためとして、平成22年度には「障害者総合福祉推進事業」が新設されている。</p> <p>しかし、①いずれも障害者福祉に関する調査・研究事業であること、②廃止した事業同様新規事業におけるアウトカム指標がないことなどにみられるように、スキーム自体同様であり、事業仕分け第1弾における「障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」の評価結果及びとりまとめコメントに則した対応が行われているとは言い難い。</p>

事業名等	介護サービス適正実施指導事業
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-27(1)</p> <p>「介護サービス適正実施指導事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：実施は各自治体 ・とりまとめコメント <p>(1)について、第2WGの結論としては、「実施は各自治体で行う」としたい。研修、啓蒙活動は、現場に直接資金が渡るようにすべきで、国が関与すべきではない、都道府県に任せるべきである、との意見が多くあった。また、研修の内容についても都道府県に任せても良いのはとの意見があった。</p>
指摘内容	<p>「介護サービス適正実施指導事業」が平成21年度に廃止された一方で、当該事業のうち地域包括支援センター職員等研修事業については、別途、厚生労働省が行っている補助事業である「地域支援事業（包括的支援事業）」の対象経費となりうることから、事業仕分け第1弾における「介護サービス適正実施指導事業」の評価結果を踏まえた対応が行われていない。</p>

事業名等	後発品のある先発品などの薬価の見直し
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-5</p> <p>「後発品のある先発品などの薬価の見直し」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：見直しを行う ・とりまとめコメント（略） <p>エの市販品類似薬を保険外とする方向性については当WGの結論とするが、どの範囲を保険適用外にするかについては、今後も十分な議論が必要である。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾の評価結果を受け、「社会保障審議会医療保険部会（平成21年11月25日、12月8日）において『市販類似薬は保険外とする』ことについて議論を行った上で、保険外とすることは見送った。」とのことであり、その後、次回診療報酬改定に向けて事業仕分け第1弾における「後発品のある先発品などの薬価の見直し」の評価結果に則して、どの範囲を保険適用外にするかについての議論は行われていない。</p>

事業名等	<p>その他医療関係の適正化・効率化 (①レセプト審査の適正化対策) (②国保中央会・国保連に対する補助金(国保連・支払基金の統合))</p>
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-6①② 「その他医療関係の適正化・効率化(①レセプト審査の適正化対策、②国保中央会・国保連に対する補助金(国保連・支払基金の統合))」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：見直しを行う ・とりまとめコメント(略) <p>15名の仕分け人全員が「見直しを行う」。</p> <p>「ア. レセプト審査率と手数料を連動」は9名で、その他の意見の2名が「国保連・支払基金とも都道府県単位で解体の上再編」、「競争が働いていない」としており、事実上11名である。</p> <p>「イ. 国保連・支払基金の統合」は11名で、アと同様にその他の意見を含めて事実上13名である。</p> <p>以上より、仕分けチームとしてはア～エの論点について、この結論に従って見直しをする。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾の評価結果を受け、『厚生労働省内に「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設けて議論を行っている』とのことであるが、事業仕分け第1弾における「その他医療関係の適正化・効率化(①レセプト審査の適正化対策、②国保中央会・国保連に対する補助金(国保連・支払基金の統合))」の評価結果に則したレセプト審査率と手数料の連動及び国保連・支払基金の統合といった見直しが行われていない。</p>

事業名等	<p>その他医療関係の適正化・効率化 (③入院時の食費・居住費のあり方)</p>
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-6③ 「その他医療関係の適正化・効率化(③入院時の食費・居住費のあり方)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果：見直しを行う ・とりまとめコメント(略) <p>15名の仕分け人全員が「見直しを行う」。 「エ.入院時の食費・居住費の見直し」は12名であった。 以上より、仕分けチームとしてはア～エの論点について、この結論に従って見直しをする。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾の評価結果を受け、「社会保障審議会医療保険部会(平成21年11月25日、12月8日)において、食費・居住費(光熱水費)の引上げの範囲・対象者、引き上げ額をどうするか等について議論を行った上で、見直しを盛り込むことについては見送った。」とのことであるが、その後、事業仕分け第1弾における「その他医療関係の適正化・効率化(③入院時の食費・居住費のあり方)」の評価結果に則した次回診療報酬改定に向けて入院時の食費・居住費の見直しが行われていない。</p>